

令和6年度 三方原用水二期農業水利事業
導水幹線水路1号トンネル仮設計画検討業務

特 別 仕 様 書

【当初】

関東農政局三方原用水二期農業水利事業所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 令和6年度 三方原用水二期農業水利事業 導水幹線1号トンネル仮設計画検討業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「調査・測量・設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 この業務は、国営三方原用水二期農業水利事業の工事実施に利用するため、導水幹線水路1号トンネルの仮設計画及び施工計画の検討を行うものである。

(場 所)

第1-3条 この業務において対象とする施設の場所は、静岡県浜松市天竜区上野地内ほかで別添位置図に示すとおりである。

(土地への立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立入り等は、設計業務共通仕様書 1-16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1-5条

1. 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

2. 第三者照査の企業に要求される資格

- (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- (2) 関東農政局において、令和5・6年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- (3) 関東農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。
- (5) 中立的・公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

② 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

3. 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第 4-1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第 1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合

引き渡された成果物の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第 41 条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（履行確実性評価の達成状況の確認）

第 1－6 条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備 等

（一般事項）

第 1－7 条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは速やかにこれに応じるものとする。
- (4) 本業務は、土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）のほか、見積による歩掛であることから、その妥当性を検証するため、業務完了までに実態調査を行い、調査結果を監督職員に報告するものとする。

（管理技術者）

第 1－8 条 管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木

		農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
農業土木技術管理士		
シビルコンサルティングマネジャー	農業土木 トンネル	

(照査技術者)

第1－9条

(1) 照査技術者は、共通仕様書第1-7 条第2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネジャー	農業土木 トンネル	

(2) 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。

また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、設計業務共通仕様書第 1-7 条第 5 項に規定する 報告書に含めて提出するものとする。

(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1－10条 担当技術者は、設計業務共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1－11条 設計業務共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び第1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する場合も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置づけられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(保険加入)

第1－12条 受注者は、設計業務共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2－1条 設計の基本的事項に関しては、「土地改良事業計画設計基準・設計 水路トンネル（平成 26 年 7

月)、「土地改良事業計画設計基準・設計 水路工 (平成 26 年 3 月)」を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

(設計条件)

第 2 - 2 条 設計の対象となる施設の概要は次のとおりである。

- ・ 1 号トンネル：無筋覆工コンクリート標準馬蹄形 $R=1.75\text{m}$ ($2.5R=3.50\text{m}$)
 $L=3,794.2\text{m}$ (津行監査工～1 号トンネル出口)
期別取水量は下表のとおりである。

1) 農水

期間 取水量	4 月 26 日から 5 月 31 日まで	6 月 1 日から 10 月 5 日まで	10 月 6 日から 11 月 30 日まで	12 月 1 日から 12 月 31 日まで	1 月 1 日から 3 月 31 日まで	4 月 1 日から 4 月 25 日まで
最大取水量 (m^3/S)	2.986	4.389	1.500	1.302	1.476	1.598

2) 上水

期間 取水量	5 月 1 日から 5 月 31 日まで	6 月 1 日から 6 月 30 日まで	7 月 1 日から 8 月 31 日まで	9 月 1 日から 10 月 31 日まで	11 月 1 日から 1 月 31 日まで	2 月 1 日から 4 月 30 日まで
最大取水量 (m^3/S)	1.076	1.149	1.221	1.193	1.078	1.005

3) 工水

期間	通年
最大取水量 (m^3/S)	1.117

(貸与資料)

第 2 - 3 条 貸与資料は、次のとおりである。

設計対象である導水幹線水路 1 号トンネルは、令和 2 年度の導水幹線水路実施設計業務 (トンネル充填工法検討) において、発泡ウレタン (FRT 工法) による空洞充填と設計しており、一部は令和 3 ～ 5 年度三方原用水二期農業水利事業導水幹線水路トンネル耐震補強工事で実施している。

番号	貸 与 資 料
1	平成 29 年度 三方原用水二期農業水利事業 導水幹線水路トンネル基本設計業務 報告書
2	平成 30 年度 三方原用水二期農業水利事業 導水幹線水路実施設計業務 (トンネル)
3	令和 2 年度 三方原用水二期農業水利事業 導水幹線水路実施設計業務 (トンネル工事用進入路検討)
4	令和 2 年度 三方原用水二期農業水利事業 導水幹線水路実施設計業務 (トンネル充填工法検討)
5	その他必要な資料
6	R3～R5 導水幹線水路トンネル耐震補強工事成果品

(貸与資料の取扱い)

第 2 - 4 条 第 2 - 3 条に示す貸与資料の取り扱いは次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第 3 章 作業内容

(作業項目及び数量)

第 3 - 1 条

- (1) 本業務における設計作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。
なお、詳細は別紙 1 の「作業項目内訳表」 (該当項目) に○印で示すものとする。

作 業 項 目	数 量	備 考
導水幹線水路 1 号トンネル 仮設計画及び施工計画検討	1 式 (L=3,794.2m)	

(設計作業の留意点)

第 3－2 条 検討作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- (2) 本業務の成果を基に、1号トンネルの空洞充填工事（試験施工）を発注する計画であるため、工事発注に必要な次の資料（「2 背面充填の検討」～「9 積算参考資料作成」、（試験施工は除く））は7月末を目途に取りまとめるものとする。
- (3) 令和7・8年度に施工予定箇所の検討は、試験施工に関する資料作成が完了次第、着手するものとする。
- (4) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプットの様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (5) 第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (6) 施工上特に注意する点の特記する必要がある場合には、設計図書に記入するものとする。
- (7) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に際し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関して新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。
農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、
http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。
新技術情報システム（NETIS）は、
<http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp> を参照。
- (8) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。
なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。
「工事工種の体系化」は
http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/ を参照。

(業務の成果品質確保対策)

第 3－3 条 契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策（農水省 WEB サイト）」を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

- 1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。
 - ① 設計条件・前提条件
 - ② 業務計画の妥当性
 - ③ スケジュール
 - ④ その他：事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等
- 2) 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用につ

いては、必要に応じ設計変更で計上する。

(2) 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

(3) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

(4) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し相互に確認するものとする。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第3－4条 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。

1. 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器」という。）は電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

2. 機器等の導入

(1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

(2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

3. 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

(1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

(2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子写真データの作成要領（案）6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

(3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

4. 写真の納品

受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に（URL「<https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」）のチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性の確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

5. 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4－1条 共通仕様書第1－10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには、管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ

第3回 中間打合せ

第4回 中間打合せ

最終回 業務報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 成果物の電子媒体（CD-R又はDVD-R）正副2部

このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）により別途1部を提出するものとする。

2. 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。

(成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

静岡県浜松市中央区砂山町350番地5 浜松駅南ビルディング11階

関東農政局三方原用水二期農業水利事業所

第6章 業務管理

第6-1条 情報共有システムの業務について

(1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。

(2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省Webサイト参照）によるものとする。

(3) 受注者は、発注者からの技術上の問題の把握、利用に当たっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第7章 契約変更

(契約変更)

第7-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

(1) 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。

(2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。

(3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。

(4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。

- (5) 履行期間の変更が生じた場合。
- (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。
- (7) その他重要な変更が生じた場合。

第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

第8－1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

【作業項目内訳表】

別紙

作 業 項 目	作 業 内 容	作業 実施欄	
		当初	
1 現地調査及び資料の検討	設計に必要な現地調査、既存資料の収集・整理を行うとともに貸与資料等の内容を把握する。	○	
2 背面充填の検討	背面充填に必要な検討を行う。(工法検討含む)	○	
3 仮設計画の検討	過年度までの業務成果及び対策工事での実情を踏まえ、導水幹線水路1号トンネル(津行監査工～1号トンネル出口)背面空洞充填工の仮設計画(足場の構造及び配置計画、資材搬入計画等)の検討を行う。 検討にあたっては、参考歩掛見積条件で示している、現場条件等を反映した計画でなければならない。 また計画の検討にあたっては、施工性、経済性等を十分に検討しなければならない。	○	
4 施工計画の検討	2及び3で検討した仮設計画に対応する施工計画(施工基本方針の検討、工事用道路計画(進入計画含む)、全体工程計画等)を検討する。	○	
(試験施工)	令和6年10月以降に、概定した計画にて試験施工を実施する。 試験施工の結果、不具合や問題点が確認された場合は、計画の再検討を行わなければならない。	○	
5 設計図作成	2及び3で決定した計画の図面(断面図・構造図等)を作成する。	○	
6 数量計算	タイプ毎、区間毎に対策工材料、附帯工材料、仮設工材料等の詳細数量計算をする。	○	
7 見積徴集資料作成	充填材の材料単価、充填工法歩掛り、仮設材の材料単価及び歩掛り、などについて、事業所が見積徴集する際の見積徴集資料を作成する。	○	
8 特別仕様書作成	2から4の内容を踏まえ、工事を実施するための特別仕様書を作成する。	○	
9 積算参考資料作成	工事発注に必要な各工種毎の単価表等の積算参考資料を作成する。	○	
10 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○	
11 点検とりまとめ	図面の点検、数量計算の点検とりまとめ及び報告書作成を行う。	○	
合 計			

※試験施工は発注者が別途工事発注するため本業務の対象外であるが、試験施工には業務受注者(管理技術者等)が立ち会わなければならない。